

補助金要綱

国際活動推進事業(小規模助成金)

目的:

県民、国際活動団体が主体となった、外国文化講座などの企画・運営を行うための支援をする

募集期間: 随時対応とする

対象: 県内在住の個人または国際活動団体で、国際交流／協力の企画を持っている者

助成額: 事業経費の2分の1以内(限度額3万円)

他の補助金との併用について:

“グローバル山口国際活動支援事業費補助金”との併用不可

他団体の補助金との併用不可

助成対象事業:

以下の2点を有していること

- ①国際交流／協力に関するもので、一般の人が参加できるものであること
- ②企画自体が、協会の目的・事業に合致していること

助成対象経費:

企画に携わる人(主催者)に対して支払われる人件費以外を対象とする

(例) 電話代を除いた通信料、文具代、会場費、その他講座を運営するためのもの

※企画内容に応じて、申請者と協議の上決定する

後援名義の利用:

交付決定の決まった事業については、リーフレット等に以下の後援名義を使用すること

使用名義「後援 財団法人山口県国際交流協会」

助成申請方法:

申請者は事前に協会に相談の上、企画書と予算書を提出する

協会指定の様式を利用すること

実績報告:

内容が分かるように実績報告書を作成し、写真を1枚～3枚添付すること

支出内容が分かるように、領収書コピーを添付すること

事業終了後、1ヶ月以内に提出すること

助成金の請求および支払い

助成金の交付確定通知を受けた団体／者は、助成金精算払請求書により、助成金の交付を理事長に請求すること。

理事長は、請求書受理後30日以内に助成金の支払いを行うものとする。ただし、助成金の請求は、

同一会計年度内に行わなければならない。

附則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する

この要綱は、平成21年7月1日から施行する

この要綱は、平成22年4月1日から施行する